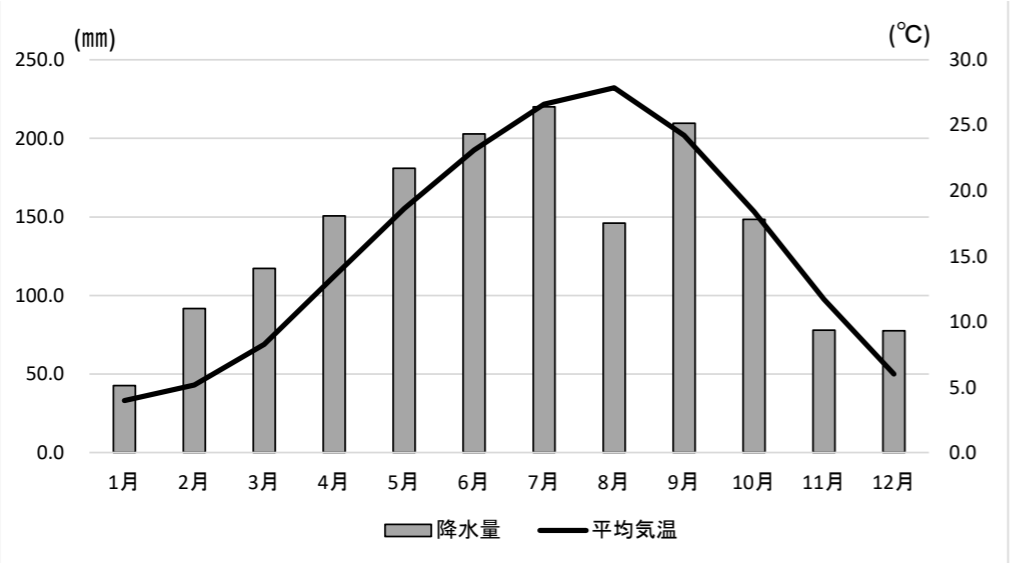
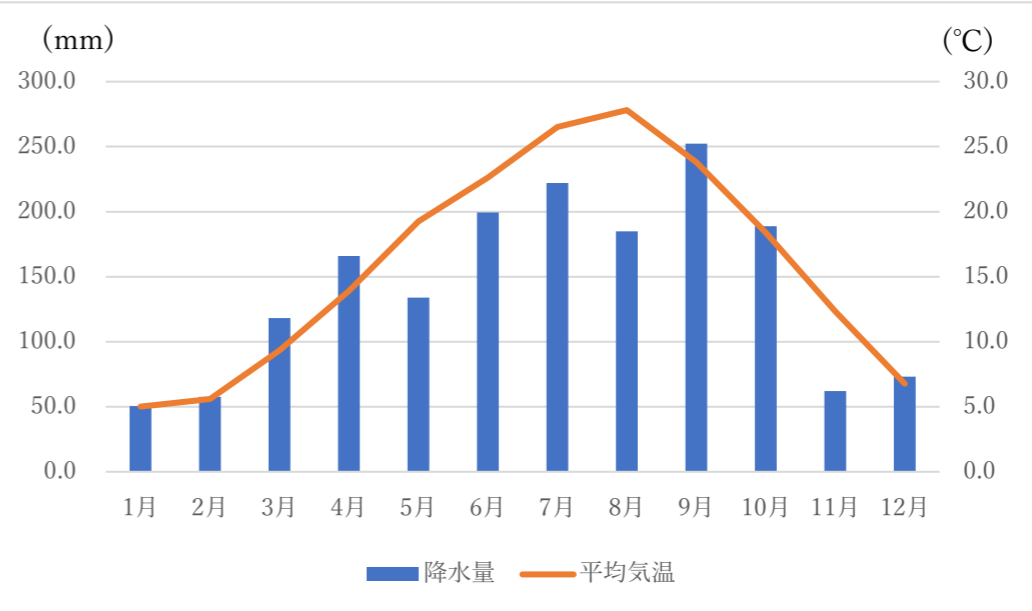


愛西市国民保護計画（新旧対照表）

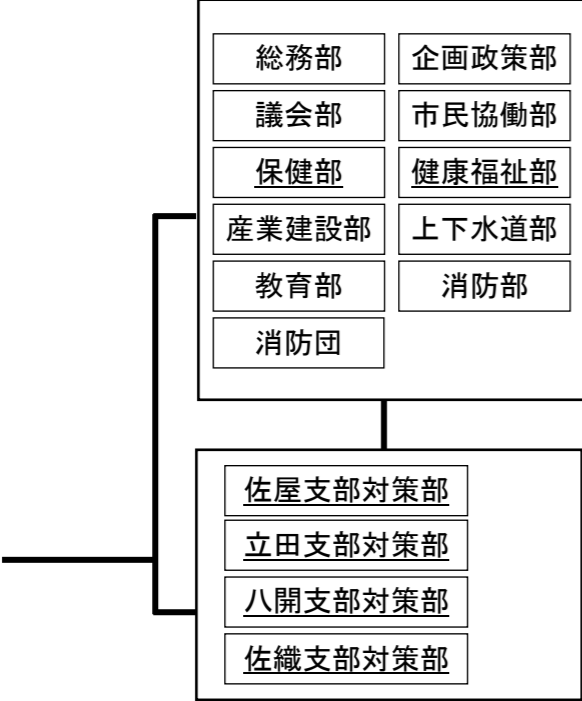
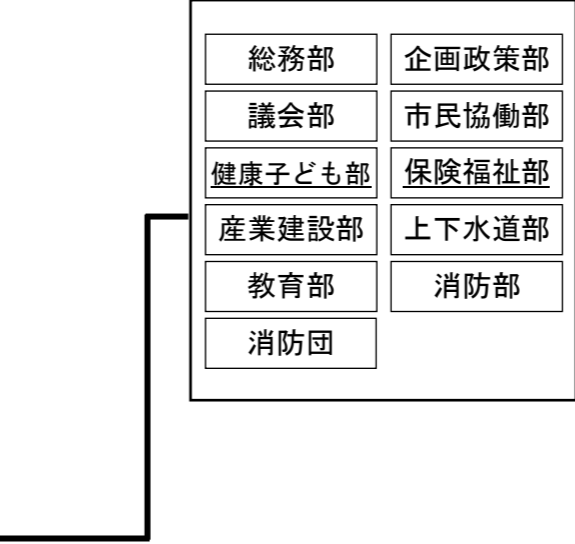
頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考																																																																														
5	<p>第 1 編 総論</p> <p>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>国民保護措置の仕組み</p> <p>国（対策本部） 市町村（対策本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部における総合調査 <p>注 国は緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施するものとされており、上記同様のしくみで実施される。</p> <p>ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。</p>	<p>第 1 編 総論</p> <p>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>国民保護措置の仕組み</p> <p>国（対策本部） 市町村（対策本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部における総合調整 <p>注 国は緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施するものとされており、上記同様の仕組みで実施される。</p> <p>ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。</p>	表記の整理																																																																														
7	<p>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形</p> <p>本市は、愛知県最西端、名古屋市の西方約 20km に位置し、総面積は 66.70 k m² である。北は稲沢市、東は津島市、あま市、蟹江町、南は弥富市に接し、西は木曾川・長良川を隔てて岐阜県及び三重県に接している。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形</p> <p>本市は、愛知県最西端、名古屋市の西方約 20km に位置し、総面積は 66.68 k m² である。北は稲沢市、東は津島市、あま市、蟹江町、南は弥富市に接し、西は木曾川・長良川を隔てて岐阜県及び三重県に接している。</p> <p>(以下略)</p>	時点更新																																																																														
8	<p>(2) 気候</p> <p>本市は温帯地域に属し、最近 10 年間の年平均気温は 15.7℃、年間降水量は 1,666.1mm となっている。日本海までの距離が比較的短く、季節風の影響で冬期には伊吹おろしと呼ばれる寒風が吹き、夏期には気温が高くなるという、やや大陸的気候となっている。降雪は、年に 1～2 度しかなく、氷結日数も少ない。</p> <p>愛西市の月平均気温と降水量（平成17～26年の10年間平均）</p>  <table border="1"> <caption>愛西市の月平均気温と降水量（平成17～26年の10年間平均）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>40</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>2月</td><td>90</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>3月</td><td>120</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>4月</td><td>150</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>5月</td><td>180</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>6月</td><td>200</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>7月</td><td>220</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>8月</td><td>140</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>9月</td><td>210</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>10月</td><td>150</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>11月</td><td>80</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>12月</td><td>80</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	1月	40	5.0	2月	90	7.0	3月	120	10.0	4月	150	14.0	5月	180	18.0	6月	200	22.0	7月	220	25.0	8月	140	27.0	9月	210	24.0	10月	150	18.0	11月	80	10.0	12月	80	5.0	<p>(2) 気候</p> <p>本市は温帯地域に属し、最近 10 年間の年平均気温は 15.9℃、年間平均降水量は 1,708.7mm となっている。日本海までの距離が比較的短く、季節風の影響で冬期には伊吹おろしと呼ばれる寒風が吹き、夏期には気温が高くなるという、やや大陸的気候となっている。降雪は、年に 1～2 度しかなく、氷結日数も少ない。</p> <p>愛西市の月平均気温と降水量（平成 24 年～令和 3 年の 10 年間平均）</p>  <table border="1"> <caption>愛西市の月平均気温と降水量（平成 24 年～令和 3 年の 10 年間平均）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>50</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>2月</td><td>50</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>3月</td><td>120</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>4月</td><td>170</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>5月</td><td>130</td><td>19.0</td></tr> <tr><td>6月</td><td>200</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>7月</td><td>220</td><td>26.0</td></tr> <tr><td>8月</td><td>180</td><td>28.0</td></tr> <tr><td>9月</td><td>250</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>10月</td><td>190</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>11月</td><td>60</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>12月</td><td>70</td><td>6.0</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	1月	50	5.0	2月	50	6.0	3月	120	10.0	4月	170	15.0	5月	130	19.0	6月	200	23.0	7月	220	26.0	8月	180	28.0	9月	250	24.0	10月	190	18.0	11月	60	10.0	12月	70	6.0	時点更新 表記の整理
月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)																																																																															
1月	40	5.0																																																																															
2月	90	7.0																																																																															
3月	120	10.0																																																																															
4月	150	14.0																																																																															
5月	180	18.0																																																																															
6月	200	22.0																																																																															
7月	220	25.0																																																																															
8月	140	27.0																																																																															
9月	210	24.0																																																																															
10月	150	18.0																																																																															
11月	80	10.0																																																																															
12月	80	5.0																																																																															
月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)																																																																															
1月	50	5.0																																																																															
2月	50	6.0																																																																															
3月	120	10.0																																																																															
4月	170	15.0																																																																															
5月	130	19.0																																																																															
6月	200	23.0																																																																															
7月	220	26.0																																																																															
8月	180	28.0																																																																															
9月	250	24.0																																																																															
10月	190	18.0																																																																															
11月	60	10.0																																																																															
12月	70	6.0																																																																															

頁	現行 (平成 28 年 3 月改正)	修正案	備考																																																																										
8	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市は、人口が約 65,000 人、世帯数が約 22,600 (H27.4.1) となっており、人口は約 67,000 人 (H19.4.1) をピークに減少しており、世帯数は増加傾向にある。65 歳以上の高齢者が占める割合は 28.48% (H27.4.1) となっている。</p> <p>津島市の北や南の隣接する行政区で、人口規模が比較的大きい。また、市全体の 5 年間 (H22~27) の人口増加率は▲2.7%であり、人口が増加した行政区は、佐屋地区の北部、八開地区の西部、佐織地区の東部などで見られる。</p> <p style="text-align: center;">愛西市の地区別人口、世帯数、面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="3">人 口 (人)</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐屋地区</td> <td>29,740</td> <td>14,651</td> <td>15,089</td> <td>10,415</td> </tr> <tr> <td>立田地区</td> <td>7,749</td> <td>3,773</td> <td>3,976</td> <td>2,416</td> </tr> <tr> <td>八開地区</td> <td>4,621</td> <td>2,240</td> <td>2,381</td> <td>1,474</td> </tr> <tr> <td>佐織地区</td> <td>22,910</td> <td>11,166</td> <td>11,744</td> <td>8,248</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全市</td> <td>65,020</td> <td>31,830</td> <td>33,190</td> <td>22,553</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>6,670</td> <td>人口密度 (人/ha)</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：住民基本台帳 (平成27年4月1日現在)。 外国人を含む人口を示す。面積は愛西市資料</p>	地区名	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	計	男	女	佐屋地区	29,740	14,651	15,089	10,415	立田地区	7,749	3,773	3,976	2,416	八開地区	4,621	2,240	2,381	1,474	佐織地区	22,910	11,166	11,744	8,248	全市	65,020	31,830	33,190	22,553	面積 (ha)	6,670	人口密度 (人/ha)	9.7	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市は、令和 4 年 4 月 1 日現在で、人口が 61,804 人、世帯数が 23,858 となっており、人口は約 67,000 人 (H19.4.1) をピークに減少する一方で、世帯数は増加傾向にある。また、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合は 31.5%となっている。</p> <p>津島市の北や南の隣接する行政区で、人口規模が比較的大きい。また、市全体の 5 年間 (H29~R4) の人口減少率は 3.3%であり、特に、立田地区 (6.1%) と八開地区 (7.0%) の減少率が高くなっている。</p> <p style="text-align: center;">愛西市の地区別人口、世帯数、面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="3">人 口 (人)</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐屋地区</td> <td>28,837</td> <td>14,144</td> <td>14,693</td> <td>11,156</td> </tr> <tr> <td>立田地区</td> <td>7,071</td> <td>3,473</td> <td>3,598</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>八開地区</td> <td>4,209</td> <td>2,059</td> <td>2,150</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>佐織地区</td> <td>21,687</td> <td>10,506</td> <td>11,181</td> <td>8,647</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全市</td> <td>61,804</td> <td>30,182</td> <td>31,622</td> <td>23,858</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>6,668</td> <td>人口密度 (人/ha)</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：住民基本台帳 (令和4年4月1日現在)。 外国人を含む人口を示す。面積は愛西市資料</p>	地区名	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	計	男	女	佐屋地区	28,837	14,144	14,693	11,156	立田地区	7,071	3,473	3,598	2,555	八開地区	4,209	2,059	2,150	1,500	佐織地区	21,687	10,506	11,181	8,647	全市	61,804	30,182	31,622	23,858	面積 (ha)	6,668	人口密度 (人/ha)	9.3	<p>時点更新 表記の整理</p>
地区名	人 口 (人)			世帯数 (世帯)																																																																									
	計	男	女																																																																										
佐屋地区	29,740	14,651	15,089	10,415																																																																									
立田地区	7,749	3,773	3,976	2,416																																																																									
八開地区	4,621	2,240	2,381	1,474																																																																									
佐織地区	22,910	11,166	11,744	8,248																																																																									
全市	65,020	31,830	33,190	22,553																																																																									
	面積 (ha)	6,670	人口密度 (人/ha)	9.7																																																																									
地区名	人 口 (人)			世帯数 (世帯)																																																																									
	計	男	女																																																																										
佐屋地区	28,837	14,144	14,693	11,156																																																																									
立田地区	7,071	3,473	3,598	2,555																																																																									
八開地区	4,209	2,059	2,150	1,500																																																																									
佐織地区	21,687	10,506	11,181	8,647																																																																									
全市	61,804	30,182	31,622	23,858																																																																									
	面積 (ha)	6,668	人口密度 (人/ha)	9.3																																																																									
9	<p>愛西市の行政区別人口分布と増加率 (平成 27 年 4 月 1 日現在) (表略)</p>	(削除)	掲載情報の整理																																																																										
10	<p>(4) 道路の位置等</p> <p>本市の広域交通網としては、国道 155 号線が津島市をはさんで縦貫しており、南部には東名阪自動車道、国道 1 号線が通っている。東名阪自動車道の最寄りのインターチェンジは「弥富」インターチェンジである。(以下略)</p>	<p>(4) 道路の位置等</p> <p>本市の広域交通網としては、国道 155 号線が津島市を挟んで縦貫しており、南部には東名阪自動車道、国道 1 号線が通っている。東名阪自動車道の最寄りのインターチェンジは「弥富」インターチェンジである。(以下略)</p>	表記の整理																																																																										
12	<p>愛西市内の緊急輸送道路網 (別添のとおり)</p>	<p>愛西市内の緊急輸送道路網 (別添のとおり)</p>	時点更新																																																																										
13	<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>本市の鉄道としては、名鉄尾西線と名鉄津島線が津島市をはさんで縦貫しており、南部には JR 関西本線、近鉄名古屋線が通っている。名鉄尾西線は弥富市、津島市、稲沢市、一宮市を結んでおり、一宮市にて名鉄名古屋本線に接続している。名鉄津島線は津島市、あま市、清須市を結んでおり、清須市にて名鉄名古屋本線に接続している。また、JR 関西本線及び近鉄名古屋線は名古屋市、三重県・関西方面へと結ばれている。</p>	<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>本市の鉄道としては、名鉄尾西線と名鉄津島線が津島市を挟んで縦貫しており、南部には JR 関西本線、近鉄名古屋線が通っている。名鉄尾西線は弥富市、津島市、稲沢市、一宮市を結んでおり、一宮市にて名鉄名古屋本線に接続している。名鉄津島線は津島市、あま市、清須市を結んでおり、清須市にて名鉄名古屋本線に接続している。また、JR 関西本線及び近鉄名古屋線は名古屋市、三重県・関西方面へと結ばれている。</p>	表記の整理																																																																										

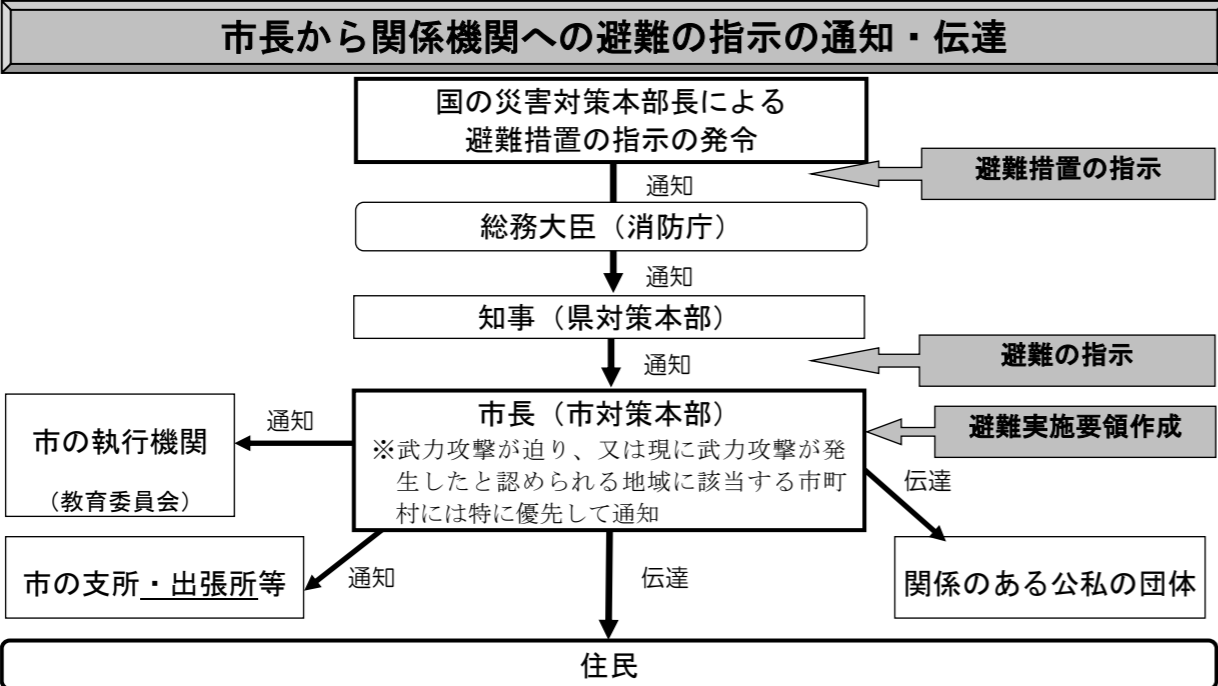
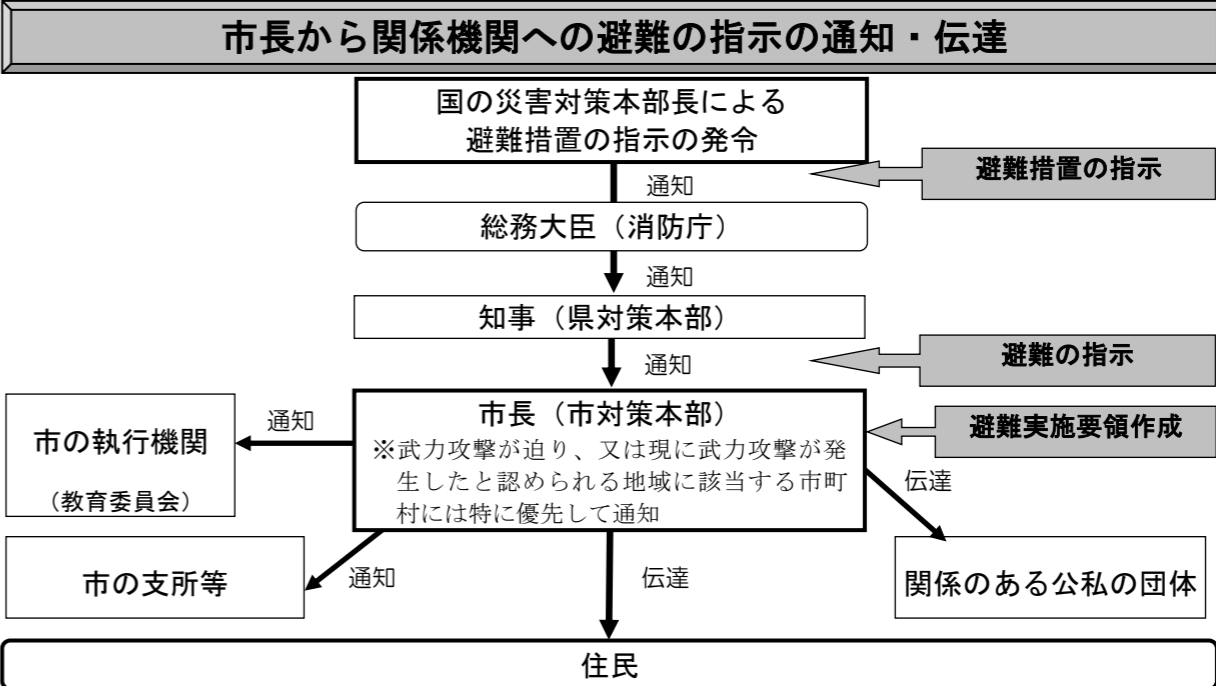
頁	現行（平成28年3月改正）	修正案	備考																
16	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> 略 少数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。 	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> 略 少数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。 	表記の整理																
19	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>○職員参集基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>総務課防災安全課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	総務課防災安全課職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>○職員参集基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>企画政策部危機管理課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	企画政策部危機管理課職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	組織の変更
体制	参集基準																		
①担当課体制	総務課防災安全課職員が参集																		
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																		
体制	参集基準																		
①担当課体制	企画政策部危機管理課職員が参集																		
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																		
23	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>3 近隣市町村との連携</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>(中略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>(中略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	表記の整理																
27	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>行政防災無線</u>のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>防災行政無線</u>のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</p> <p>(3) <u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備</u></p> <p>市は、<u>対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備する。</u></p> <p>(4) <u>県警察との連携</u></p>	名称の変更 表記の整理 対策の整理																
	<p>(3) 県警察との連携</p>																		

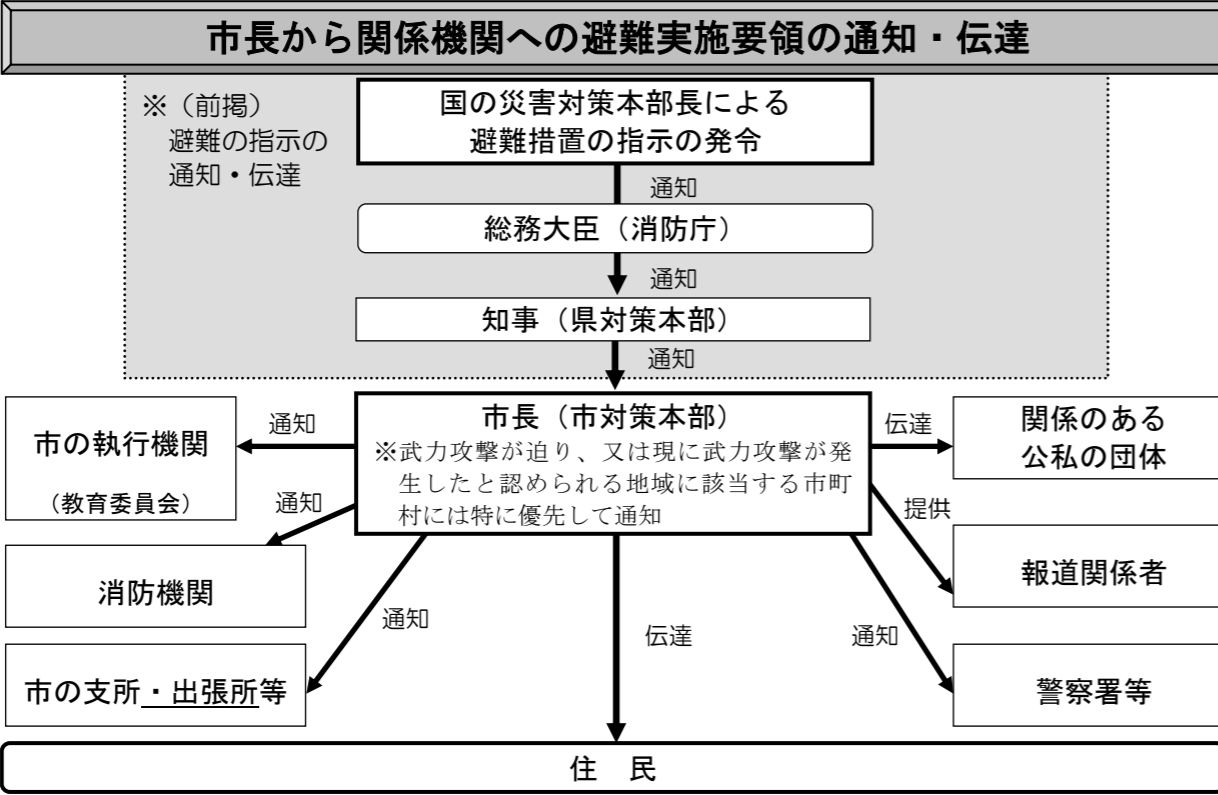
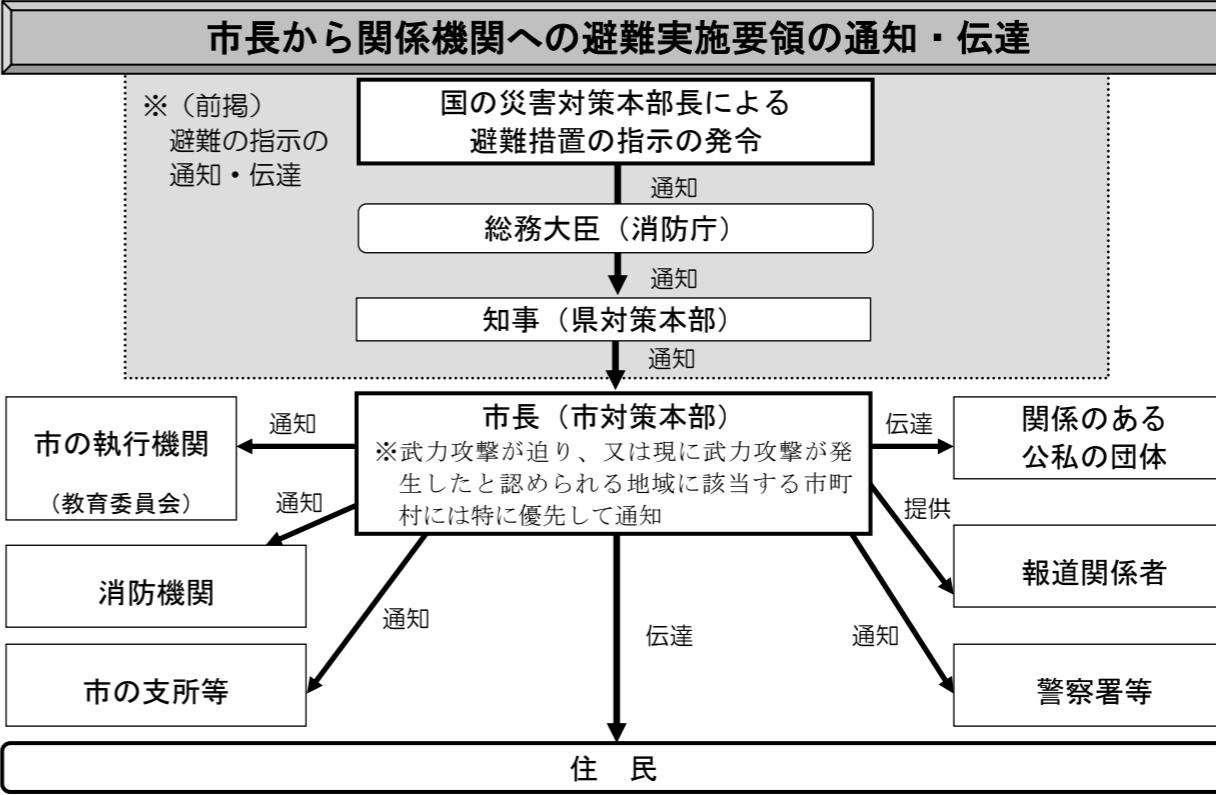
頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
27	<p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p>	<p>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p>(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(7) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p>	<p>表記の整理</p>
28	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p>	<p>(1) 安否情報システムの利用 市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、<u>安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p> <p>(3) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理 対策の整理</p>
31	<p>(1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 （中略） ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></p>	<p>(1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 （中略） ○ <u>避難行動要支援者名簿</u></p>	<p>対策の整理</p>
32	<p>(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮 市は、<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握に努める。これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。</u></p>	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 市は、<u>避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> <u>その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p> <p>※ 避難行動要支援者名簿について <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	<p>対策の整理</p>

頁	現行（平成28年3月改正）	修正案	備考
33	<p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 (1) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、災害対策のための初動体制を活用して緊急事態連絡室を設置する。 緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長（<u>防災安全課長</u>）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。 【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <div data-bbox="308 879 928 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急事態連絡室</p> <p style="text-align: center;">連絡室長（市長）</p> <hr style="width: 50%; margin: 5px auto;"/> <p>参集室員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副市長 ・消防長 ・国民保護担当課長（<u>防災安全課長</u>） ・その他 <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p> </div> <p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>①市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び<u>県知事</u>を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>⑥本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部の予備施設として<u>永和地区防災コミュニティーセンター、文化会館、立田・八開・佐織のいずれかの庁舎を当てる。なお、事態の状況に応じ、市長の判断によりこの順位を変更することを妨げるものではない。</u> (以下略)</p>	<p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</u> 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 (1) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、災害対策のための初動体制を活用して緊急事態連絡室を設置する。 緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長（<u>危機管理課長</u>）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。 【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <div data-bbox="1489 879 2110 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急事態連絡室</p> <p style="text-align: center;">連絡室長（市長）</p> <hr style="width: 50%; margin: 5px auto;"/> <p>参集室員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副市長 ・消防長 ・国民保護担当課長（<u>危機管理課長</u>） ・その他 <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p> </div> <p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>①市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び<u>知事</u>を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>⑥本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部の代替施設を<u>木曾川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター）</u>に設置する。 (以下略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>組織の変更</p> <p>組織の変更 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>地域防災計画との整合</p>
41			

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
4 2	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとするが、これらの詳細については、別途定める。 ※【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p> 	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとするが、これらの詳細については、別途定める。 ※【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p> 	組織の変更 地域防災計画との整合
4 4	<p>(7) 市対策本部の廃止 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。</p> <p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p>	<p>(7) 市対策本部の廃止 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。</p> <p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p>	表記の整理
4 7	<p>(1) 国・県の対策本部との連携 市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	<p>(1) 国・県の対策本部との連携 市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	表記の整理 対策の整理

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
5 1 5 2	<p>第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (2) 警報の内容の通知 ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.aisai.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。 ※【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】</p>	<p>第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (2) 警報の内容の通知 ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (https://www.city.aisai.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。 ※【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】</p>	表記の整理
	<p style="text-align: center;">市長から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>※市長はホームページ (http://www.city.aisai.lg.jp/) に警報の内容を掲載 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車を活用することなどにより行う。</p>	<p style="text-align: center;">市長から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>※市長はホームページ (https://www.city.aisai.lg.jp/) に警報の内容を掲載 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車を活用することなどにより行う。</p>	表記の整理 組織の変更
5 3	<p>2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>(中略)</p> <p>※【全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の活用】 全国瞬時警報システム及び同報系防災行政無線の整備に伴い、国からの警報等を全国瞬時警報システムと同報系防災行政無線の連動によって住民に対し、迅速に伝達する。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>(中略)</p> <p>※ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	対策の整理
5 3	(2) (中略)	(2) (中略)	

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
5 4	<p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>（以下略）</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>第 2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>※【避難の指示の流れ】</p>  <p>市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達</p> <p>この図は、国の災害対策本部長による避難措置の指示の発令から始まり、総務大臣（消防庁）、知事（県対策本部）、市長（市対策本部）へと伝達される。市長からは、市の執行機関（教育委員会）、市の支所・出張所等、関係のある公私の団体に通知が行われ、最終的に住民へ伝達される。また、市長からは避難実施要領作成が行われ、関係のある公私の団体に伝達される。</p>	<p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>（以下略）</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>第 2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>※【避難の指示の流れ】</p>  <p>市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達</p> <p>この図は、国の災害対策本部長による避難措置の指示の発令から始まり、総務大臣（消防庁）、知事（県対策本部）、市長（市対策本部）へと伝達される。市長からは、市の執行機関（教育委員会）、市の支所等、関係のある公私の団体に通知が行われ、最終的に住民へ伝達される。また、市長からは避難実施要領作成が行われ、関係のある公私の団体に伝達される。修正案では、市長からは避難行動要支援者名簿を活用するなどの伝達方法が追加されている。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>組織の変更</p>
5 6	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）</p>	<p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
5 7	<p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p>  <p>市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達</p> <p>※（前掲）避難の指示の通知・伝達</p> <p>国の災害対策本部長による避難措置の指示の発令</p> <p>↓ 通知</p> <p>総務大臣（消防庁）</p> <p>↓ 通知</p> <p>知事（県対策本部）</p> <p>↓ 通知</p> <p>市長（市対策本部） ※武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には特に優先して通知</p> <p>市の執行機関（教育委員会） ← 通知</p> <p>関係のある公私の団体 ← 伝達</p> <p>消防機関 ← 通知</p> <p>報道関係者 ← 提供</p> <p>市の支所・出張所等 ← 通知</p> <p>警察署等 ← 通知</p> <p>住民 ← 伝達</p> <p>3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u></p>	<p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p>  <p>市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達</p> <p>※（前掲）避難の指示の通知・伝達</p> <p>国の災害対策本部長による避難措置の指示の発令</p> <p>↓ 通知</p> <p>総務大臣（消防庁）</p> <p>↓ 通知</p> <p>知事（県対策本部）</p> <p>↓ 通知</p> <p>市長（市対策本部） ※武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には特に優先して通知</p> <p>市の執行機関（教育委員会） ← 通知</p> <p>関係のある公私の団体 ← 伝達</p> <p>消防機関 ← 通知</p> <p>市の支所等 ← 通知</p> <p>報道関係者 ← 提供</p> <p>警察署等 ← 通知</p> <p>住民 ← 伝達</p> <p>3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u></p> <p>(6) <u>大規模集客施設等における避難</u></p> <p>市は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>組織の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>
5 8	(6) 高齢者、障害者等への配慮	(7) 高齢者、障害者等への配慮	

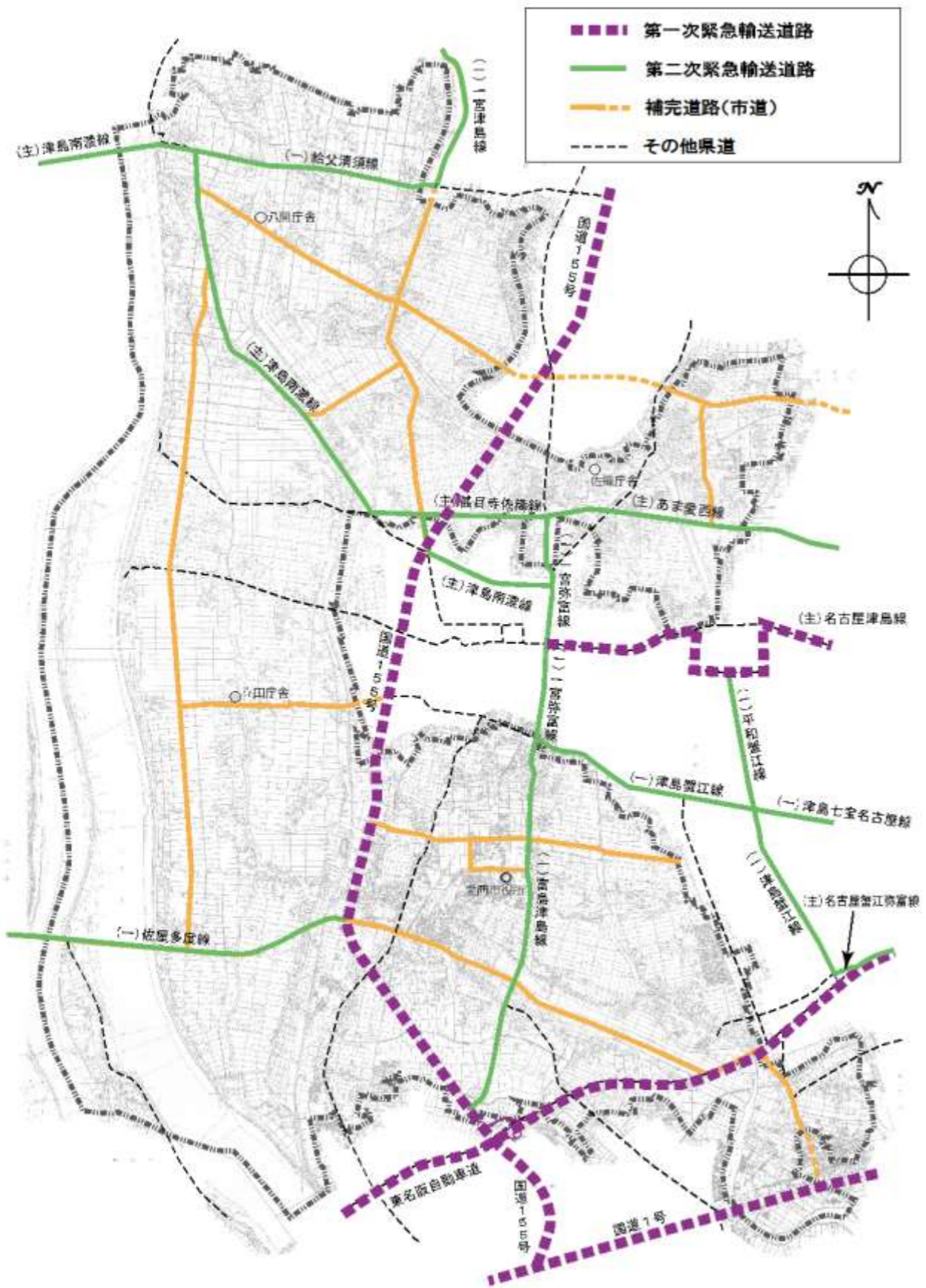
頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
6 0	<p>市は、<u>管理する診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずる。</u></p> <p>(7) 残留者等への対応 ～ (12) 避難住民の運送の求め等 (13) 避難住民の復帰のための措置 市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、<u>地下通路等の地下施設に避難することとなる。</u>） (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u> また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p> <p>第 5 章 救援 1 救援の実施 ※【着上陸侵攻への対応】 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に<u>かかる</u>救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。</p>	<p>市長は、<u>高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</u> <u>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</u></p> <p>(8) 残留者等への対応 ～ (13) 避難住民の運送の求め等 (14) 避難住民の復帰のための措置 市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。） (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u> <u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u> また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p> <p>第 5 章 救援 1 救援の実施 ※【着上陸侵攻への対応】 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に<u>係る</u>救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。</p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>
6 3	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p>	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p>	

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
65	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p>	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p>	対策の整理
66	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。</u>システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	対策の整理
69	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>※【退避の指示（一例）】</p> <p>○ 「○○町、△△町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>※【退避の指示（一例）】</p> <p>○ 「○○町、△△町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。</p>	表記の整理
71	<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に<u>もとづき</u>、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に<u>基づき</u>、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	表記の整理
	4 消防に関する措置等	4 消防に関する措置等	

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
7 2	<p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	<p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	表記の整理
7 3	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、<u>都道府県知事との連絡体制を確保するとともに</u>、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p>	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、<u>知事との連絡体制を確保するとともに</u>、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p>	表記の整理
7 9	<p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>4 新たな重大被害の報告</p> <p>新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、<u>愛知県知事</u>、総務大臣(消防庁)に報告する。</p>	<p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>4 新たな重大被害の報告</p> <p>新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、<u>知事</u>、総務大臣(消防庁)に報告する。</p>	表記の整理
8 0	<p>第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、<u>または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかか</u><u>る要請を行う。</u></p>	<p>第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、<u>又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要</u><u>請を行う。</u></p>	表記の整理
8 1	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、<u>または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかか</u><u>る要請を行う。</u></p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、<u>又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等に係る要</u><u>請を行う。</u></p>	表記の整理
8 2	<p>第 10 章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第 10 章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付<u>又は納入</u>に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	表記の整理
	第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	

頁	現行（平成 28 年 3 月改正）	修正案	備考
8 3	<p>市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p>市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	表記の整理
	<p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p>	<p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日付閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p>	表記の整理
8 6	<p>第 4 編 復旧等 第 2 章 武力攻撃災害の復旧</p>	<p>第 4 編 復旧等 第 2 章 武力攻撃災害の復旧</p>	
	<p>(1) 国における所要の法制の整備等 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に<u>したがって</u>県と連携して実施する。</p>	<p>(1) 国における所要の法制の整備等 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に<u>従って</u>県と連携して実施する。</p>	表記の整理
8 7	<p>第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p>	<p>第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p>	
	<p>(1) 国に対する負担金の請求方法 市は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、<u>県に準じて行なう</u>。（以下略）</p> <p>2 損失補償及び損害補償 (1) 損失補償 市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行なった結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。</p>	<p>(1) 国に対する負担金の請求方法 市は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、<u>県に準じて行う</u>。（以下略）</p> <p>2 損失補償及び損害補償 (1) 損失補償 市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行なった結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。</p>	表記の整理
			表記の整理

愛西市内の緊急輸送道路網（現行）



愛西市内の緊急輸送道路網（修正案）



路線番号	道路名称	位置（起点～終点）
1	一般県道給父西枇杷島線	江西町～西川端町
2		西川端町～大野山町
3	一般県道一宮津島線	西川端町～西川端町
4		西川端町～西川端町
5	市道17号線	西川端町～町方町
6		西川端町～赤目町
7	一般県道給父西枇杷島線	勝幡町～勝幡町
8		勝幡町～勝幡町
9	市道13号線	勝幡町～古瀬町
10	市道2号線	立石町～三和町
11		三和町～立田町
12	市道21号線	三和町～宮地町
13	市道157号線	内佐屋町～須依町
14		須依町～稲葉町
15		稲葉町～金棒町
16	市道1258号線、市道24号線	須依町～稲葉町
17	一般県道佐屋多度線	佐屋町～西條町
18	一般県道佐屋多度線、主要地方道名古屋蟹江線	西條町～大井町
19	一般県道佐屋多度線	大井町～大井町
20	一般県道佐屋多度線、主要地方道名古屋蟹江線、一般県道大藤永和停車場線	大井町～大野町
21	一般県道大藤永和停車場線	善太新田町～善太新田町
22	市道7号線	湧高町～西川端町
23		西川端町～大野山町
24	広域農道	元赤目町～立石町 立石町～赤目町
25	市道6060号線	江西町～高畑町
26	市道6274号線	赤目町～赤目町
27	市道5004号線	早尾町～早尾町
28	県道津島海津線	早尾町～早尾町
29	市道4号線	早尾町～下一色町
		下一色町～四会町

路線番号	道路名称	位置（起点～終点）
30	県道津島立田海津線	四会町～新右エ門新田町
		新右エ門新田町～戸倉町
		戸倉町～葛木町
31	市道20号線	勝幡町～小津町
32	県道津島稲沢線	小津町～北河田町 北河田町～諏訪町
33	市道9号線	諏訪町～諏訪町
34	市道12号線	南河田町～諸桑町
35	市道127号線	諸桑町～持中町
36	市道10号線	持中町～持中町
37	市道5号線	宮地町～雀ヶ森町
38	市道155号線	雀ヶ森町～小茂井町
39	市道25号線	山路町～三和町
40	市道138号線	金棒町～甘村井町
41	市道158号線	甘村井町～稲葉町
42	市道139号線	稲葉町～落合町
43	市道25号線	大井町～落合町
		落合町～稲葉町
		稲葉町～北一色町
44	市道3003号線	大井町～大井町
45	市道3018号線	大井町～大井町
46	市道158号線	大井町～大井町
47	市道30号線	大井町～大井町
48	県道子宝愛西線	東條町～東條町
49	市道132号線	西保町～西保町
50	市道163号線	東保町～西保町
51	市道133号線	西保町～西保町
52	市道146号線	大井町～鯛江町
53	市道167号線	鯛江町～大野町
54	県道立田長島インター線	立田町～福原新田町